

申
13
号

新型コロナウイルス感染症対策に関する 緊急申し入れ(その4)提出!

J Rひがし労は、新型コロナウイルス感染症の急速な拡大(第3波の到来)を踏まえ、2020年12月4日に申12号「新型コロナウイルス感染症対策に関する緊急申し入れ(その3)」を提出し、早急に労使間において具体的な対応を協議していくことを求めてきましたが、未だ団体交渉の日程が調整できていません。

そのような中、1月7日の東京都内における感染者数は過去最高の2,447人にのぼり、全国における1日の感染者数も7,000人を超えるなど感染拡大の状況は悪化の一途を辿っています。

政府は同日、新型コロナウイルスの感染拡大を受け対策本部の会合を開催し、菅首相は「全国的かつ急速な蔓延により国民生活及び経済に甚大な影響を及ぼすおそれがある事態が発生した」と述べ、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき1月8日に東京、神奈川、埼玉、千葉の首都圏1都3県、1月13日には大阪、兵庫、京都、愛知、岐阜、福岡、栃木を対象として2月7日までの期間で「緊急事態宣言」を再発令しました。

このことを受けて、J R東日本会社は緊急事態宣言の発出及び国・関係自治体からの要請等を踏まえ、1月13日には「終電付近の一部列車運転取りやめについて」及び「新幹線・在来線特急列車等の車内サービスの中止について」をプレス発表しました。一方、ひがし労はこれまでも再三にわたり感染拡大に歯止めをかけるべく、更には公共交通機関として自粛や移動を促すような間引き運転や特急列車等の運転取りやめ、終電時刻等の繰り上げや車内改札業務の省略などについて積極的に判断すべきであると要求してきましたが、このように要請を受けてから行う判断は非常に後手の対応であると同時に、当社としての危機管理や主体性の欠如を指摘せざるを得ません。また、感染防止対策を徹底しつつも模範となるべき現場長の感染や現場機関の社員の感染が徐々に増加してきている現実を受け止め、新たな具体的な対策を講じていくことも必要であると考えています。しかし、これまでひがし労としては10回にもわたる申し入れを行い、現状に対する危機管理意識を共有した上で、お客さまのみならず組合員が安心して働ける環境や制度設計等も含めて様々な対策を求めてきましたが、改めて不安を抱えながら日々従事している組合員の意見や要求に真摯に耳を傾けることが問われています。

とりわけ、今回の緊急事態宣言の発令はもとより収束の目途が一向に立たない現状等を踏まえ、労使間において早急に認識を共有し具体的な対策を講じていくことが重要であると考えてます。

本部は、申13号として本日、緊急申し入れを会社に提出しました。

- 1.緊急事態宣言の発令等に伴い実施した「終電付近の一部列車運転取りやめについて」及び「新幹線・在来線特急列車等の車内サービスの中止について」の実施期間や対象列車の判断基準について明らかにすること。
- 2.政府が企業に要請している「テレワークの推進による出勤者数の7割削減」への具体的な対応策について明らかにすること。
- 3.前項以外の感染防止対策及び組合員が安心して働ける環境整備に対する考え方について明らかにすること。
- 4.危機管理本部指示に基づき感染拡大防止策を再徹底すること。
- 5.現状に対する危機管理等を踏まえ、早急に申12号及び本案についての団体交渉を実施すること。

安心して働ける職場にするため、要求を実現させよう!